

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2023年6月26日

【会社名】 フジテック株式会社

【英訳名】 FUJITEC CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 原田 政佳

【本店の所在の場所】 滋賀県彦根市宮田町591番地1

【電話番号】 0749(30)7111(代表)  
(上記は本社の所在地であり、実際の経理業務は下記で行って  
おります。)  
(ビッグフィット)  
大阪府茨木市庄一丁目28番10号 072(622)8151

【事務連絡者氏名】 取締役専務執行役員財務本部長 佐藤 浩輔

【最寄りの連絡場所】 東京都港区白金一丁目17番3号

【電話番号】 03(4330)8200(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員総務本部長 藤野 研太

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
フジテック株式会社 東京本社  
(東京都港区白金一丁目17番3号)  
フジテック株式会社 ビッグフィット  
(大阪府茨木市庄一丁目28番10号)  
(注)当社ビッグフィットは、金融商品取引法の規定による縦覧に  
供する場所ではありませんが、投資家の便宜のため縦覧に供する場  
所としております。

## 1【提出理由】

2023年6月21日開催の当社第76期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

2023年6月21日

### (2) 決議事項の内容

< 会社提案（第1号議案から第4号議案まで） >

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

配当財産の種類

金銭

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金40円 総額3,120,944,080円

剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月21日

配当金支払開始日

2023年7月10日

#### 第2号議案 取締役9名選任の件

取締役として、原田政佳、中島隆茂、佐藤浩輔、三品和広、海野薫

トーステン・ゲスナー（Torsten Gessner）、クラーク・グラニンジャー（Clark Graninger）

嶋田亜子及びアンソニー・ブラック（Anthony Black）を選任する。

#### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、伊垣武治を選任する。

#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、原浩之を選任する。

< 株主提案（第5号議案から第12号議案まで） >

第5号議案 取締役8名選任の件

取締役として、木村一義、西川徹矢、小手川大助、萩谷麻衣子、杉原伸生、津田晃、沖本普紀及びUenishi Kenjiを選任する。

第6号議案 定款の一部変更の件（特定の株主に対する情報提供等の禁止）

現行定款に、以下の章及び条文を新設する。

第8章 特定の株主に対する情報提供等の禁止

第41条（特定の株主に対する情報提供等の禁止）

当社の取締役は、特定の株主に対し、善管注意義務又は忠実義務に違反して、職務上知り得た情報を開示、漏洩又は提供してはならない。

当社の取締役は、何人に対しても、株主の権利の行使に関し、財産上の利益の供与してはならない。

当社の取締役は、株主（直接的又は間接的に総株主の議決権の10分の1以上を有する株主に限る。ただし当該割合の判定に当たっては、当該株主及び共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に規定する「共同保有者」をいう。）の保有する株式を合算して判定するものとする。）と接触した場合、(a)当該接触の事実及び(b)当該接触時において当該株主から伝えられた当社の業務に関連する一切の要請、要望又は提案を取締役会において報告しなければならない。

第7号議案 定款の一部変更の件（業務執行に関する検査役の選任）

現行定款に、以下の条文を新設する。

第8章 特定の株主に対する情報提供等の禁止

第42条（業務執行に関する検査役の選任）

総株主の議決権の80万分の1以上の議決権を有する株主は、裁判所に対し、会社法358条第1項に定める検査役の選任の申立てをすることができる。

第8号議案 社外取締役に対する報酬の額改定の件

社外取締役の報酬額を、固定額として、1人当たり年額1000万円に改定する。

第9号議案 取締役に対する報酬の支払条件（クローバック条項）の件

取締役に対する報酬の支払条件として、以下の条件（クローバック条項）を定めることを提案する。

取締役が法令に違反（善管注意義務又は忠実義務の違反を含む。）した場合、取締役が特定の株主に対し利益供与を行った場合、又は、取締役が特定の株主に対し当該株主を利する情報提供を行った場合、フジテックは当該取締役に対し、報酬額の50%を限度として、報酬の返還を請求でき、又は、その支払を拒絶することができる。

第10号議案 定款の一部変更の件（クローバック条項）

現行定款の第25条に、第2項として、以下の条項を新設する。

第25条

取締役が法令に違反（善管注意義務又は忠実義務の違反を含む。）した場合、取締役が特定の株主に対し利益供与を行った場合、又は、取締役が特定の株主に対し当該株主を利する情報提供を行った場合、当社は当該取締役に対し、報酬額の50%を限度として、報酬の返還を請求でき、又は、その支払を拒絶することができる。

第11号議案 定款の一部変更の件（取締役会の議事の録音等）

現行定款の第24条に、第2項及び第3項として、以下の条項を新設する。

第24条

当社は、取締役会及び指名報酬諮問委員会の議事を全て録音し、当該録音記録を取締役会及び指名報酬諮問委員会の日から十年間その本店に備え置く。

当社は、前項の録音に係る反訳文を、取締役会議事録及び指名報酬諮問委員会議事録に添付する。

第12号議案 剰余金の処分の件

第5号議案で提案している取締役8名の選任に関する議案につき、うち6名以上の選任に関する議案が承認可決されることを条件として、剰余金の処分を以下のとおりとする。

期末配当に関する事項

配当財産の種類

金銭

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金100円 総額約79億円

剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月30日

配当金支払開始日

2023年7月10日

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

< 会社提案（第1号議案から第4号議案まで） >

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第1号議案 剰余金の処分の件	588,497	86,353	187	(注) 1	可決 85.45
第2号議案 取締役9名選任の件					
原田 政佳	650,688	25,111	189	(注) 3	可決 94.35
中島 隆茂	650,761	25,038	189		可決 94.36
佐藤 浩輔	650,733	25,066	189		可決 94.35
三品 和広	569,457	106,342	189		可決 82.57
海野 薫	547,497	107,910	20,581		可決 79.39
トーステン・ゲスナー (Torsten Gessner)	544,675	110,732	20,581		可決 78.98
クラーク・グラニンジャー (Clark Graninger)	547,267	108,140	20,581		可決 79.35
嶋田 亜子	544,330	111,077	20,581		可決 78.93
アンソニー・ブラック (Anthony Black)	546,568	108,839	20,581		可決 79.25
第3号議案 監査役1名選任の件				(注) 3	
伊垣 武治	585,245	90,556	154	可決 84.86	
第4号議案 補欠監査役1名選任の件				(注) 3	
原 浩之	573,497	102,255	207	可決 83.16	

< 株主提案（第5号議案から第12号議案まで） >

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第5号議案 取締役8名選任の件					
木村 一義	92,691	562,710	20,557	(注) 3	否決 13.44
西川 徹矢	89,720	565,681	20,557		否決 13.01
小手川 大助	87,638	567,763	20,557		否決 12.71
萩谷 麻衣子	89,862	565,539	20,557		否決 13.03
杉原 伸生	87,335	568,066	20,557		否決 12.66
津田 晃	87,666	567,735	20,557		否決 12.71
沖本 普紀	92,767	562,634	20,557		否決 13.45
Uenishi Kenji	92,697	562,704	20,557		否決 13.44
第6号議案 定款の一部変更の件（特定の株主に 対する情報提供等の禁止）	90,468	585,164	356	(注) 2	否決 13.12
第7号議案 定款の一部変更の件（業務執行に 関する検査役の選任）	87,275	588,386	327	(注) 2	否決 12.65
第8号議案 社外取締役に対する報酬の額改定の件	108,924	566,905	157	(注) 1	否決 15.79
第9号議案 取締役に対する報酬の支払条件 （クローバック条項）の件	125,658	550,175	151	(注) 1	否決 18.22
第10号議案 定款の一部変更の件（クローバック 条項）	108,210	567,624	150	(注) 2	否決 15.69
第11号議案 定款の一部変更の件（取締役会の 議事の録音等）	87,691	587,981	316	(注) 2	否決 12.71
第12号議案 剰余金の処分の件	86,160	585,816	3,061	(注) 1	否決 12.51

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。  
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。  
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の株主のうち各議案の賛否に関して確認できた議決権の数の集計により、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算していません。